

(別紙 1)

農業経営基盤強化促進法に基づく 遊休農地対策の運用に関するガイドライン

第 1 趣旨

本ガイドラインは、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）に基づく遊休農地の農業上の利用の増進に関する措置（以下「法的措置」という。）の判断基準を明確化することにより、市町村を中心とした遊休農地の発生防止・解消の取組を促進することを目的とする。

第 2 遊休農地等の定義及び基本構想への位置付け

1 遊休農地及び遊休農地となるおそれがある農地

(1) 遊休農地

遊休農地とは、「農地であって、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれるもの」とされている（法第 5 条第 2 項第 4 号八）。

「農地であって」について

遊休農地は農地であることから、現況が非農地であるものは遊休農地には含まれない。

「現に耕作の目的に供されておらず」について

農地の現況等の把握の時点において過去 1 年以上耕作（土地に労費を加え、肥培管理を行って作物を栽培すること（農地法関係事務に係る処理基準（平成 12 年 6 月 1 日付け 12 構改 B 第 404 号農林水産事務次官依命通知））が行われていないことをいう。

「引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる」について

草刈りや耕起等農地を常に耕作しうる状態に保つ行為（以下「維持管理」という。）が行われているか否かで判断する。

これは、現在耕作を行っていない当該農地の所有者又は使用収益権者（以下「農地所有者等」という。）に今後耕作を再開する意思があるとすれば、農地は維持管理が行われているものと考えられるためである。

(2) 遊休農地となるおそれがある農地

遊休農地となるおそれがある農地とは、現状は(1)の遊休農地ではないが、10 年程度の間、遊休農地となる蓋然性が高いと考えられる農地であり、具体的には、次のものが該当する。

現に耕作が行われているが、農地所有者等が高齢で後継者も不在である等の理由により、10 年程度の間、耕作が行われなくなるおそれがある農地

現に耕作が行われていないが、維持管理が行われている農地

2 要活用農地

要活用農地とは、遊休農地及び遊休農地となるおそれがある農地（以下「遊休農地

等」という。)のうち、農業上の利用の増進を図る必要があるものとされている(法第6条第2項第5号イ)。

農業以外の目的に供することが明らかである場合(市街化区域(当該区域外の区域に存する農用地と一体的に利用されている農用地の存する区域及び生産緑地地区の区域を除く。以下同じ。)内に存する場合その他農業以外の目的に供することが明らかである場合)を除いては「農業上の利用の増進を図る必要がある」と考えられることから、およそすべての遊休農地等を要活用農地とする。

3 遊休農地等の所在の特定等

市町村は、「遊休農地及び遊休農地となるおそれがある農地並びにこれらの農地のうち農業上の利用の増進を図る必要があるものの所在」を農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(以下「基本構想」という。)に定めることとされている(法第6条第2項第5号イ)。

(1) 遊休農地等の所在の特定

遊休農地の特定

市町村は、関係機関の協力を得て現地調査を随時実施することにより、遊休農地を特定する。

遊休農地となるおそれがある農地の特定

市町村は、自ら及び関係機関が有する農地に関する情報に加え、農地所有者等の年齢、後継者の有無及び農地所有者等の今後の農業経営の意向等の情報を随時把握するとともに、必要に応じて現地調査を実施することにより、遊休農地となるおそれがある農地を特定する。

要活用農地の特定

市町村は、及び で特定した遊休農地等を農業以外の目的に供することが明らかである場合を除き、要活用農地とする。

(2) 基本構想における遊休農地等及び要活用農地の所在の記載

(1)により「遊休農地」、「遊休農地となるおそれがある農地」、「要活用農地」を特定した場合には、速やかに基本構想に、一筆ごとに地番まで、その所在を記載する。

また、要活用農地については、法的措置の実施に活用できるよう、農地が一筆ごとに判別可能な地図において、その位置を色分けして図示し、その農地が要活用農地であることが明確にわかるようにする。

(3) 要活用農地の農業上の利用増進が図られた場合の取扱い

要活用農地について、第3の(4)の から に掲げる利用がなされるなど、今後とも継続的に農業上の利用が図られると認められるときは、当該農地は基本構想から削除する。

第3 農業委員会の行う措置(指導・要請)

1 農業委員会の指導

農業委員会は、基本構想の達成に資する見地から特に必要があると認めるときは、要活用農地の農業上の利用の増進を図るため必要な指導(以下単に「指導」という。)

をすることとされている（法第27条第1項）。

（1）「基本構想の達成に資する見地から特に必要があると認めるとき」の判断基準

要活用農地は、農業上の利用の増進を図る必要がある農地として基本構想に位置付けられたものであることから、次のような当分の間指導を行わなくても差し支えないと認められる場合を除き、すべての要活用農地を対象として農業委員会の指導を行う。

農地所有者等が（4）の から のような方法で農地の利用に既に着手した場合

農地所有者等の疾病又は負傷による療養や当該要活用農地に係る災害等の事由により当面耕作を行うことができないことがやむを得ない場合

第2の1の（2）の に該当する要活用農地で、しばらくの間営農継続が見込まれる場合

（2）指導対象者

農業委員会の指導は、当該要活用農地に使用収益権者がいる場合には、その者に対して行うことを原則とする。

ただし、使用収益権者がいる場合であっても、その者に対して指導を行う実効性が乏しいときは所有者に対して指導を行う。

（3）指導方法

農業委員会は、要活用農地が遊休農地である場合には、指導の開始に際し、

その日以降速やかに市町村長に対し特定遊休農地である旨の通知の要請（以下「通知の要請」という。）を行う期日（以下単に「期日」という。）を定めるとともに、

次に掲げる事項を記載した書面を指導対象者に交付する。

ア 指導開始年月日

イ 法第27条の規定に基づく指導である旨

ウ 指導を行う農業委員の氏名

エ 期日までに指導対象農地について農業上の利用を図るべき旨

なお、指導を行う農業委員が口頭で指導を行う場合は、 に掲げる事項を農地所有者等に明らかにした上で指導を開始するとともに、期日が到来する1月前までに、期日到来が迫っている旨の農業委員長名の文書を交付する。

また、要活用農地が遊休農地となるおそれがある農地である場合には、通知の要請の対象とならないことから、期日の設定及び指導対象者に交付する書面への期日の記載は要しない。口頭で指導を行う場合も同様とする。

（4）指導内容

指導を行う農業委員は、農地所有者等や認定農業者その他の当該農地を利用するにふさわしい者（以下「認定農業者等」という。）の状況等に応じ、次のような指導を行う。

農地所有者等が自ら耕作を行う意思を有し、その実現が見込まれる場合（一部作業を委託する場合を含む。）

普及指導センター等と連携し耕作を行うことを指導（必要に応じ栽培作目や技術等を指導）

農地所有者等自らが耕作を行うことは困難と判断され、認定農業者等への利用集積が見込まれる場合

認定農業者等への当該農地の貸付け等を指導するとともに、相手方の紹介、あっせん等を実施

農業経営に意欲のある個人、NPO法人又は企業等の新規参入が見込まれる場合

当該新規参入者への貸付け等を指導

周辺地域に畜産農家が存在し、農地所有者等との連携による放牧が見込まれる場合

畜産農家と連携した放牧を指導

市民農園等による利活用が見込まれる場合

市民農園等による利活用を指導

からが見込まれない場合

から のいずれかが見込まれるまでの当分の間、維持管理を行うよう指導

(5) その他留意事項

農業委員会は、指導を円滑に実施するため、あらかじめ農地所有者等の今後の農業経営等の意向の把握を行う。

農地監視活動等により不在村の農地所有者等が判明した場合には、指導を行う農業委員が当該農地所有者等に直接面談して指導を行い、認定農業者等への農地の利用集積に努める。

農業委員会は、農地所有者等が疾病又は負傷による療養や災害等のやむを得ない事由により耕作を行うことができない場合には、これらの事由が解消した後速やかに指導を開始する。

法的措置の実施等により、遊休農地において維持管理が行われるようになった場合であっても、当該農地は遊休農地となるおそれがある農地に該当し、継続的な農業上の利用の増進を図ることが必要であることから、農業委員会は、引き続き要活用農地として必要な指導を行う。

2 特定遊休農地である旨の通知の要請

農業委員会は、指導を行った場合においてもなお当該指導に係る要活用農地が相当期間耕作の目的に供されないとき又は指導をすることができないときは、市町村長に対し、当該要活用農地の農地所有者等に対して当該要活用農地が特定遊休農地である旨の通知をするよう要請することができることとされている（法第27条第2項）。

(1) 通知の要請を行うまでの相当期間の設定

遊休農地は、その遊休状態が長くなるほど再び耕作を行うことが困難となることから、速やかにその解消を図る必要がある。

このため、農業委員会が指導を開始した日から1年間を通知の要請を行うまでの期間の上限とするが、地域における作付体系等を踏まえ設定することが重要であり、機械的に1年間とするべきではない。

なお、この期間は具体的には1の(3)の指導開始年月日から期日までの期間である。

また、病虫害の発生等により周辺の農用地の営農条件に支障が生じている又は生じるおそれがあり、速やかに維持管理を行うよう指導を行う場合には、その緊急性を踏まえた期間とすることが必要であり、例えば1月以内とすることも可能である。

(2) 「指導をすることができないとき」の判断基準

指導をすることができないときとは、次の場合をいう。

不在村となっている農地所有者等への通知や関係者への聴取り等、農業委員会が実施できると考えられる手段をもって調査を尽くしても、指導を行う相手方が特定できない場合

指導を行うべき相手方が指導を拒む場合

(3) 通知の要請の判断基準

農業委員会は、要活用農地のうち遊休農地の農地所有者等に対して指導を行ってもなお耕作、貸付け等又は維持管理が行われないまま期日が到来したときは、市町村長に対し、速やかに通知の要請を行う（当該時点では耕作、貸付け等又は維持管理が行われていないが、農地所有者等が近々にこれらに取り組むことが確実であると見込まれる場合を除く）。

その際、農業委員会は、指導の理由及び経過並びに当該遊休農地の状況等を添付する。

また、指導ができない場合にも、指導ができなかった理由や当該遊休農地の状況等を添付した上で速やかに通知の要請を行う。

なお、要活用農地のうち遊休農地となるおそれがある農地については通知の要請の対象とならないことから、農業委員会は、農業上の利用の増進が図られるよう引き続き必要な指導を行う。

3 その他の留意事項

農業委員会は、指導から通知の要請に至る一連の手續及び指導の方針等を明記したものを「取扱規程」として定めるとともに、指導を行う農業委員を指名する等、指導から通知の要請に至る手續が適正かつ円滑に執行可能となるような体制を整備しておくことが重要である。

当該取扱規程を定めるに当たって留意すべき点は、次のとおりである。

(1) 取扱規程の記載事項

指導方針

市町村における農地の遊休化の現状及びその解消の必要性等を記載

指導対象農地

1の(1)に掲げる基準により指導対象農地を記載

指導内容

1の(4)に掲げる例により指導内容を記載

通知の要請を行うまでの相当期間

要活用農地である遊休農地について、指導開始後1年以内に農業上の利用の増進が図られない場合には、特定遊休農地である旨の通知の要請を行う旨を記載

指導から通知の要請までの手續

ア 指導を行う農業委員の指名

農業委員会の委員の中から指導を担当する農業委員を複数指名し、当該委員をして指導を行わせる旨を記載

イ 指導方法

1の(3)に掲げる内容により指導方法を記載

ウ 指導報告書の作成

指導を行う農業委員は、指導を開始する際に定めた期日が到来したときは、直ちに指導経過、当該要活用農地の状況等を記載した指導報告書を作成し、農業委員会に報告する旨を記載

エ 通知の要請の決定

農業委員会は、指導を行う農業委員からウの指導報告書の提出があったとき、当該要活用農地が引き続き遊休農地である場合には、当該時点では耕作、貸付け等又は維持管理が行われていないが、農地所有者等が近々にこれらに取り組みることが確実であると見込まれる場合を除き、速やかに市町村長に対し通知の要請を行う旨を記載

オ 通知の要請

通知の要請は、農業委員長名の通知要請書を市町村長に提出（指導の理由及び経過並びに当該遊休農地の状況等を添付する）して行う旨を記載

(2) 取扱規程の周知徹底

農業委員会は、農地所有者等に遊休農地の解消に向けた取組を促すとともに、法的措置の円滑な実施に資する観点から、取扱規程を定めた後、市町村の公報等により当該取扱規程を定めた旨及びその内容を市町村の住民に対し広く周知する。

第4 市町村長の行う措置（通知・勧告・措置命令）

1 特定遊休農地である旨の通知

(1) 通知の実施

市町村長は、第3の2の農業委員会からの通知の要請を受けた場合において、当該要請に係る要活用農地が引き続き耕作の目的に供されないことが当該要活用農地を含む周辺の地域の農業の振興を図る上で著しく支障があると認めるときは、農地所有者等に対して、当該要活用農地が特定遊休農地である旨の通知をするものとされている（法第27条の2第1項）。

市町村長は、当該要活用農地が周辺農用地の農作業の効率化を著しく阻害している場合や、集団転作の実施が計画されている地区の中に存在する場合に限ることなく、周辺地域から独立している等により他の農用地の営農条件に支障が生じるおそれがあるとは認められない場合を除き、速やかに特定遊休農地である旨の通知を行う。

(2) 特定遊休農地である旨の公告

市町村長は、過失がなく通知を受けべき特定遊休農地の農地所有者等を確知することができない場合は、特定遊休農地である旨を公告するものとされている（法第27条の2第1項）。

「過失がなく通知を受けべき特定遊休農地の農地所有者等を確知することができない場合」とは、通知を受けべき特定遊休農地の農地所有者等が不明であ

る場合と、通知を受けるべき特定遊休農地の農地所有者等は明らかであるが居所が不明である場合である。

市町村長は、不在村となっている農地所有者等や関係者への聴取り等、通知の相手方である農地所有者等又はその居所を特定するために、市町村長が実施可能な調査を尽くすことが必要である。

市町村長は、の調査を尽くしてもなお通知の相手方である農地所有者等又はその居所が不明である場合には、特定遊休農地である旨の公告を、市町村の公報への掲載や市町村庁舎の掲示板への掲示等の所定の手段により行うこととされている（農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号。以下「規則」という。）第27条）。この公告は、特定遊休農地通知書（規則別記様式第1号。以下同じ。）に準じた様式及び内容で行う。

2 利用計画の届出

特定遊休農地の農地所有者等の自発的な意思に基づく取組が不可欠であるとの観点から、1の通知を受けた農地所有者等は当該通知があった日から起算して6週間以内に、当該通知に係る特定遊休農地の農業上の利用に関する計画（以下「利用計画」という。）を市町村長に届け出なければならないこととされ（法第27条の2第2項）、本規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした場合は、10万円以下の過料に処することとされている（法第40条第2号）。また、この利用計画の届出は、規則別記様式第3号による届出書を提出して行うこととされている（規則第29条）。

なお、1の通知を受けた農地所有者等の疾病又は負傷による療養、特定遊休農地に係る災害等の事由であって、利用計画の届出を要しないことにつき正当な理由があることについて市町村長の確認を受けた事由がある場合には、利用計画の届出を要しないこととされている（規則第28条第1項）。この確認申請は、規則別記様式第2号による確認申請書に、当該申請書に記載した事由が発生したことを証する書類を添えて提出しなければならないこととされている（同条第2項）。

（1）届出を要しない場合の判断基準

市町村長は、1の通知を受けた農地所有者等の疾病等による療養状態が継続すること、当該農地に係る災害の復旧工事が終わらないこと等により、具体的な利用計画を策定することができないことが明らかである場合等、農地所有者等がやむを得ない事由により利用計画を届け出ることができない場合には、6週間以内に届出を要しないこととすることもできる。

この際、届出を要しないとした事由が解消した場合には、改めて特定遊休農地である旨の通知を行い、この日から6週間以内に農地所有者等に利用計画を届け出させる。

なお、市町村長が、届出を要しない場合であると判断するに当たっては、確認申請書の記載事項及び添付書類（1の通知を受けた農地所有者等の疾病又は負傷による療養又は負傷の療養を行っていることを証する診断書、特定遊休農地に災害が発生していることを示す写真など）の内容並びに必要なに応じ当該申請者から聴き取りを行った事項等を基に、客観的な証拠に照らして行うものとする。

（2）利用計画の届出が行われない場合又は虚偽の届出が行われた場合

「虚偽の届出」には、貸付け等の相手方が存在しないことが明らかである等、内容に実現性がないことが明白である利用計画が該当する。

特定遊休農地の所有者等が利用計画の届出をせず又は虚偽の届出をした場合は、10万円以下の過料に処することとされているが、過料に処した後も、周辺農用地への営農条件に著しい支障が生じている又は生じるおそれがある場合には、4の措置命令を行うことが必要である。

3 特定遊休農地に対する勧告及び利用権設定に関する協議

市町村長は、2の利用計画の届出があった場合において、利用計画の内容からみて、基本構想の達成に支障を生じるおそれがあると認める場合には、当該届出をした者に対し、相当の期限を定めて、当該特定遊休農地の農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことを勧告することができることとされている（法第27条の3第1項）。

(1) 「基本構想の達成に支障が生じるおそれがある」場合の判断基準

「基本構想の達成に支障が生じるおそれがある」とは、農地所有者等から届出のあった利用計画の内容が次のいずれかに該当するものなど、当該利用計画における農地の利用に確実性がない場合をいう。

引き続き放置するに等しいもの

他の者に貸し付ける（又は作業を委託する）計画であって、相手方の農業経営の状況等からみて実現性が乏しいと判断されるもの

自ら耕作又は維持管理を行う計画であって、営農計画、機械装備の状況等から客観的に困難と判断されるもの

実施時期が明らかでないもの

農地以外に転用しようとするもの

(2) 「相当の期限」の判断基準

「相当の期限」は、第3の2の(1)に準じて定める。

(3) 「必要な措置」の内容

勧告の具体的な内容については、

地域に認定農業者等が存在する場合には、市町村が指定する認定農業者等に対して貸し付けるべきこと

に抛りがたい場合には、普及指導センター等の支援を受けて具体的な営農計画（作付計画、労働力・資金計画、機械導入計画等が記載されているもの）を作成し、当該計画に基づいた耕作を行うべきこと

及び に抛りがたい場合には、これらが可能となるまで維持管理を行うべきこと

のいずれかとする。

(4) 勧告の要否の判断基準

市町村長は、基本構想の確実な達成を図る観点から、(1)に該当するような場合には、当該届出をした者に対し速やかに必要な措置を講ずべきことを勧告する。

(5) 勧告に従わない場合の取扱い

市町村長は、勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がそれに従わない

ときは、当該勧告に係る特定遊休農地の利用権の設定等を希望する農地保有合理化法人、市町村又は特定農業法人（以下「農地保有合理化法人等」という。）のうちから、利用権の設定等に関する協議を行う者を指定し、その者が利用権の設定等に関する協議を行う旨を当該勧告を受けた者に通知するものとされている（法第27条の3第2項）。

なお、勧告の内容と異なる方法で耕作又は維持管理が再開された場合であっても、当該農地は遊休農地でなくなることから、この場合は利用権の設定等に関する協議を行う者の指定及び通知を行う必要はない。

協議を行う者として指定された農地保有合理化法人等は、の通知があった日から起算して6週間を経過する日までの間、当該通知を受けた者と当該通知に係る特定遊休農地の利用権の設定等に関する協議を行うことができることとされている。この場合において、当該通知を受けた者は、正当な理由がなければ、当該協議を行うことを拒んではならないこととされている（法第27条の3第3項）。

この「正当な理由」とは、疾病又は負傷による療養や災害等協議に応じることのできないやむを得ない事情がある場合をいう。

4 措置命令

市町村長は、特定遊休農地における病虫害の発生等の事由により、特定遊休農地の周辺の地域における農用地に係る営農条件に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合には、必要な限度において、特定遊休農地の農地所有者等に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（以下「支障の除去等の措置」という。）を講ずべきことを命ずることができることとされている（法第27条の12第1項）。

また、市町村長は、支障の除去等の措置を講ずべきことを命じる際には、

講ずべき支障の除去等の措置の内容

命令の年月日及び履行期限

命令を行う理由

命令を受けた農地所有者等がの履行期限までにの措置を講じないとき、講じても十分でないとき又は講ずる見込みがないときは、支障の除去等の措置の全部又は一部を市町村長が自ら講ずることがある旨及び当該支障の除去等の措置に要した費用を徴収することがある旨

を記載した命令書を交付することとされている（法第27条の12第2項、規則第38条）。

さらに、市町村長は、

支障の除去等の措置を講ずべきことを命じられた農地所有者等が履行期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき

支障の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく当該支障の除去等の措置を命ずべき特定遊休農地の農地所有者等を確認することができないとき

緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要があり、特定遊休農地の農地所有者等に

対し命ずるいとまがないとき

のいずれかに該当すると認めるときは、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講じ、当該支障の除去に要した費用について、当該特定遊休農地の所有者等に負担させることができるものとされている（法第27条の12第3項、第4項）。

なお、本命令の対象となる事由については、特定遊休農地における「病害虫の発生」、「土石その他これに類するものの堆積」、「農作物の生育に支障を及ぼすおそれのある鳥獣又は草木の生息又は生育」、「地割れ」、「土壌の汚染」とされている（法第27条の12第1項及び農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第8条）。

（1）措置命令の方法

市町村長は、

当該特定遊休農地の農地所有者等及びその居所が明らかである場合には命令書の交付

当該特定遊休農地の農地所有者等又はその居所が不明である場合には公告により、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずる。

（2）措置命令の対象者又はその居所を明らかにできない場合の取り扱い

特定遊休農地の農地所有者等又はその居所が不明である場合、市町村長は、履行期限を定めた上で、

当該履行期限までに支障の除去等の措置を講ずべき旨及び、

履行期限までに支障の除去等の措置を講じないときは、自ら支障の除去等の措置を講じ、措置に要した費用を徴収する旨を公告する。

なお、公告を行う前には、再度1の（2）の に準じた調査を行うことが必要である。

（3）措置命令の履行期限

特定遊休農地の農地所有者等に対して支障の除去等の措置を命ずる旨の命令書を交付する又は公告を行う際には、履行期限を記載することが必要であるが、この履行期限は、周辺の地域における農用地に係る営農条件に著しい支障が生じている又は生じるおそれがあり、速やかに支障の除去等を行うことが必要であることにかんがみ、例えば1月以内とする等、可能な限り短期間となる履行期限を設定する。

（4）措置命令を行う事由の確認

特定遊休農地の農地所有者等に対して支障の除去等の措置を命ずるに当たっては、市町村長が当該特定遊休農地における周辺の地域における農用地に係る営農条件に著しい支障が生じている又は生じるおそれがある旨を客観的な証拠をもって確認する。

（5）「必要な限度」

「必要な限度」とは、特定遊休農地の価値を著しく毀損する等農地所有者等に対して特別な不利益をもたらすものでないことをいう。

（6）措置命令の内容等

市町村長は、（4）により確認した状況が、災害による場合や農地所有者等以外の者の行為により発生した場合等明らかに農地所有者等の責めに帰すべきものでな

いときを除き、農地所有者等に対し、以下の から を内容として支障の除去等の措置を講ずべき旨を命ずる。

なお、農地所有者等の責めに帰すべきものでないときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等他の法令により支障の除去等を図ることが望ましい。

病虫害の発生

「病虫害の発生」が見られる場合については、農地所有者等に対して、病虫害の温床となっている雑草の刈取りや、薬剤の散布による殺虫・消毒等を命ずる。

また、管理がなされなくなった樹園地においては、果樹そのものが病虫害の温床となっている場合も考えられる。この場合、薬剤の散布による殺虫・消毒等のみでは周辺農用地への支障を除去することができず、伐採によらなければ支障を除去することができないことが客観的に明らかであって、植栽後の経過年数や病虫害等により当該果樹自体の価値がないと認められる場合について伐採の措置を命ずることは、農地所有者等に特別な不利益をもたらすものとはいえず、「必要な限度」を逸脱することにはならない。

土石その他これに類するものの堆積

「土石その他これに類するものの堆積」が生じた場合については、農地所有者等に対して、隣地への土砂等の流出等の防止のための簡易な柵の設置や、堆積した土砂等の撤去等を命ずる。

農作物の生育に支障を及ぼすおそれのある鳥獣又は草木の生息又は生育

「農作物の生育に支障を及ぼすおそれのある鳥獣又は草木の生息又は生育」とは、周辺地域の農用地において栽培されている農作物に食害を及ぼすおそれのある鳥獣が生息したり、周辺地域の農用地の作物の生育に必要な日照を妨げる程度に成長した草木又は種子を飛散させる草木が生育する場合である。

このため、特定遊休農地において、食害を及ぼすおそれのある鳥獣が生息している場合においては、農地所有者等に対して、草刈りや清掃を命ずる。また、モグラやネズミをはじめ、特定遊休農地に定住する性質を有する鳥獣に限っては、その駆除を命ずることもできる。なお、鳥獣の駆除を内容とする措置を命ずるに当たっては、当該鳥獣を駆除する行為が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）等に基づく許可を要する行為である場合もあり得ることから、事前に関係する国及び都道府県の鳥獣保護担当部局と十分に調整を図ることが重要である。

地割れ

「地割れ」とは、周辺農地へ土砂等の流出や崩壊を生じさせる原因となり得る状態をいう。このため、具体的には、特定遊休農地の土砂の流出や、畦畔等の崩壊が実際に生じた場合又はそのおそれがある場合において、当該状態が地震等の災害により発生した場合等、明らかに農地所有者等の責めに帰すべき事由でないものに起因して生じた場合を除き、農地所有者等に対して、支障の除去等の措置を命ずる。措置の内容としては、土砂の流出を防止する簡易な柵等の設置や、畦畔の崩壊を防止する補強工事又は周辺地域の農用地に流出した土砂等の撤去である。

土壌の汚染

「土壌の汚染」とは、特定遊休農地における土壌の汚染により、当該汚染物質が周辺地域の農用地に流出することにより、周辺農用地における農作物の健全な生育が阻害されることをいう。このため、具体的には、汚染物質等が流出又は流出するおそれがある場合において、当該状態が当該特定遊休農地の農地所有者等以外の者の行為により発生した場合等、明らかに農地所有者等の責めに帰すべき事由でないものに起因して生じた場合を除き、農地所有者等に対して、支障の除去等の措置を命ずる。措置の内容としては、土壌の除去等である。

特定遊休農地における土壌の汚染に対して必要な措置を命ずるに当たっては、市町村が当該土壌汚染の汚染物質及び汚染範囲並びに周辺農用地において栽培されている農作物の生育への影響について調査を行う必要があるが、その際、普及指導センター又は農業試験場等による技術的な助言を得て、特定遊休農地における土壌の汚染と周辺農用地において栽培されている農作物の生育への影響の因果関係を確認する。

なお、特定遊休農地における土壌の汚染が、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第2条第3項及び農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令（昭和46年政令第204号）第1条に基づく特定有害物質として指定されているカドミウム及びその化合物、銅及びその化合物並びに砒素及びその化合物に起因して生じている場合においては、当該汚染が周辺地域の農用地で栽培されている農作物へ生育障害を及ぼすおそれがあるか否かの判断は、同法に基づき定められた基準等（農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令第2条並びに農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和50年総理府令第31号）、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号）及び農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係るカドミウムの量の検定の方法を定める省令（昭和46年農林省令第47号））を用いて行うこととされたい。

さらに、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第2条及び土壌汚染対策法施行令（平成14年政令第336号）第1条に基づく特定有害物質として指定されているカドミウム及びその化合物等の物質により起因して土壌の汚染が生じている場合において、汚染された土壌の掘削等の措置を命ずる場合には、掘削除去された汚染土壌が周辺の土壌に汚染を拡散することがないように、汚染土壌管理票を使用すること等、同法に基づき定められている汚染土壌の除去等の措置の内容（土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）別表第五、搬出する汚染土壌の処分方法を定める件（平成15年環境省告示第20号）、搬出する汚染土壌の処分に係る確認方法を定める件（平成15年環境省告示第21号）、「土壌汚染対策法の施行について」（平成15年2月4日付け環水土第20号環境省環境管理局水環境部長通知）等）を勘案の上、措置を命ずることとされたい。

（7）市町村長による代執行

市町村長が農地所有者等に対し支障の除去等の措置を命じたものの（3）の履行期限までに必要な措置が講じられなかった場合には、当該農地所有者等は、30万円以下の罰金に処することとされている（法第39条）。

市町村長は農地所有者等が罰金に処されたとしても、当該支障の除去等がされない場合には周辺農用地の営農条件に著しい支障が生じることにかんがみ、法第27条の12第3項の各号に該当するときは、速やかに自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずる。

その際、以下の点に留意する。

市町村長は、自らが支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、当該特定遊休農地の農地所有者等に負担させることができることとされており、その費用の徴収の手續等については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条及び第6条の規定を準用するほか、農地所有者等に対して負担させようとする費用の額の算定基礎を明示しなければならないこととされている（規則第39条）。

行政代執行法の規定の準用により、代執行を行った市町村は、農地所有者等に対し、代執行に要した費用について期限を定めて納付を命じることができ、期限までに費用が納付されない場合には、国税徴収法（昭和34年法律第147号）に規定する国税滞納処分の手続に準じて徴収することができる。

国税滞納処分の手続においては、徴収職員は滞納者の財産を差し押さえた上で、差押財産を公売に付すこととされているが、滞納者の所在が不明の場合には、これらの手續に際し「公示送達」が認められているところである（国税徴収法第5章、国税通則法（昭和37年法律第66号）第14条）。

したがって、市町村は、農地所有者等の所在が不明の場合には、その農地所有者等に対して差押書を公示送達の手続により送達することによって、その財産を差押え、公売を行い、代執行に要した費用を徴収することができることとなり、売却価格から代執行に要した費用を差引いた額は、法務局に供託することになる。

なお、代執行に要した費用よりも著しく高い価格の財産や差押え可能な財産の価格が代執行に要した費用よりも少ない場合の当該財産については差押えることはできないが、差押え可能な財産がある場合には、差押えを行うことにより時効中断を行っておき、農地所有者等を捜す等して、できるだけ農地所有者等から直接徴収することが望ましい。

(別紙2)

耕作放棄地対策に係る 遊休農地に関する措置の運用方針

1 趣旨

今般、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）に基づく遊休農地対策の運用改善のため、農業経営基盤強化促進法に基づく遊休農地対策の運用に関するガイドライン（平成20年4月14日付け19経営第7975号農林水産省経営局長通知。以下「法的措置ガイドライン」という。）を定めたところであるが、5年後を目途に耕作放棄地の解消を目指す観点から、耕作放棄地解消支援ガイドライン（平成20年4月14日付け19農振第2126号農林水産省農村振興局長通知。以下「解消支援ガイドライン」という。）に基づく耕作放棄地の解消の取組と一体的に法に基づく遊休農地の農業上の利用の増進に関する措置を運用することとする。

2 耕作放棄地の分類を踏まえた基本構想の変更

法的措置ガイドライン第2の3の(1)において、市町村は、関係機関の協力を得て現地調査を実施することにより、遊休農地を特定することとされているが、平成20年度以降においては、耕作放棄地については、解消支援ガイドラインの2により、一筆毎に「農地」と「非農地」に分類されることから、これを踏まえ、以下の措置を講じる。

(1) 「農地」に分類された土地の取扱い

市町村は、解消支援ガイドラインの2により農地に分類された土地（以下「『農地』」という。）を要活用農地として特定する。

特定された要活用農地が農業経営基盤の強化のための促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）に記載されていない場合には、耕作放棄地解消計画（解消支援ガイドラインの6の「耕作放棄地解消計画」をいう。以下「解消計画」という。）の策定までに基本構想にその所在を記載する。

(2) 「非農地」に分類された土地の取扱い

既に基本構想にその所在が記載されている遊休農地のうち、解消支援ガイドラインの2により「非農地」に分類された土地（以下「非農地」という。）は、遊休農地に該当しなくなることから、速やかに基本構想から削除する。

既に基本構想にその所在が記載されている要活用農地のうち「非農地」についても、速やかに基本構想から削除する。

(3) 遊休農地となるおそれがある農地の取扱い

遊休農地となるおそれがある農地については、(1)及び(2)に係る基本構想の変更にあわせ、新たに特定したものを基本構想にその所在を記載する。

なお、19年度までに特定されているもので、基本構想にその所在が記載されていないものも、漏れなく記載することが必要である。

(4) 耕作放棄地が解消された場合の取扱い

解消計画に基づく取組等により、法的措置ガイドライン第3の(4)のからに掲げる利用が行われるなど、今後とも継続的に農業上の利用が図られると認められる「農地」は、基本構想から削除する。

なお、解消計画に基づく取組等により、草刈りや耕起等農地を常に耕作している状態に保つ行為(解消支援ガイドラインの4の(1)のウの行為)が行われるようになった「農地」については、引き続き、要活用農地として農業委員会による指導の対象とする。

3 農業委員会の指導等

(1) 解消計画策定以降に指導を開始するもの

農業委員会は、農地所有者等が法的措置ガイドライン第3の1の(4)のからのような方法で農地の利用に既に着手した場合等を除き、必要な指導を実施することとされている。

具体的には、農地所有者等が解消計画に基づく取組を行わない場合には、解消計画に基づく取組を実施することを指導する。

また、指導をしたにもかかわらず、解消の取組を行わない場合には、農業委員会は、市町村長に対し特定遊休農地である旨の通知の要請(以下「通知の要請」という。)を行う。

(2) 解消計画策定以前に指導を開始したもの

農業委員会は、解消計画が策定される前に既に指導を行った農地については、法的措置ガイドライン第3の2の(1)に基づき、農地所有者等が指導を開始した日から遅くとも1年を経過した時点までに解消の取組に着手しない場合には、通知の要請を行う。

ただし、1年を経過した時点において解消計画に基づいて取組に着手していない場合であっても、農地所有者等が近々に、解消計画に基づいて取組に

着手することが確実であると見込まれる場合には、通知の要請を行う必要はない。

(3) 市町村長の講ずる措置

農業委員会から通知の要請を受けた市町村長は、農地所有者等に対し、速やかに特定遊休農地である旨の通知を行い、

解消計画の策定以降に通知をした場合には、解消計画を反映した利用計画を提出するよう、農地所有者等に促すとともに、

解消計画の策定前に通知をした場合には、当該通知を受けた農地所有者等から届出された利用計画の内容を解消計画に反映させる。

[別紙 3]

農業経営基盤強化促進法の運用について（平成5年8月2日付け5構改B848号構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1 農業経営基盤強化促進基本方針</p> <p>1 (略)</p> <p>2 基本方針の内容</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 法第5条第2項第4号の「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」において記述する「遊休農地の農業上の利用の増進に関する基本的な事項」については、<u>「農業経営基盤強化促進法に基づく遊休農地対策の運用に関するガイドラインについて」</u>(平成20年4月14日付け19経営第7975号農林水産省経営局長通知。以下「法的措置ガイドライン」という。)を参照されたい。</p> <p>(6) 法第5条第2項第4号の「特定法人貸付事業の実施に関する基本的な事項」については、<u>「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の運用について」</u>(平成17年9月1日付け経営第3326号農林水産省経営局長通知。以下「平成17年改正運用通知」という。)の記の第1の4の(4)を参照されたい。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第2 農業経営基盤強化促進基本構想</p> <p>1 (略)</p> <p>2 基本構想の内容</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 法第6条第2項第5号の「遊休農地の農業上の利用の増進に関する事項」については、<u>法的措置ガイドライン</u>を参照されたい。</p> <p>(6) 法第6条第2項第6号の「特定法人貸付事業に関する事項」については、<u>平成17年運用通知の記の第1の3の(1)及び第1の4の(5)を参照されたい。</u></p> <p>(7) (略)</p>	<p>第1 農業経営基盤強化促進基本方針</p> <p>1 (略)</p> <p>2 基本方針の内容</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 法第5条第2項第4号の「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」において記述する「遊休農地の農業上の利用の増進に関する基本的な事項」及び「特定法人貸付事業の実施に関する基本的な事項」については、<u>「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の運用について」</u>(平成17年9月1日付け経営第3326号農林水産省経営局長通知。以下「平成17年改正運用通知」という。)の記の第1の3の(1)及び第1の4の(4)を参照されたい。</p> <p>(新設)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第2 農業経営基盤強化促進基本構想</p> <p>1 (略)</p> <p>2 基本構想の内容</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 法第6条第2項第5号の「遊休農地の農業上の利用の増進に関する事項」及び同項第6号の「特定法人貸付事業に関する事項」については、<u>平成17年運用通知の記の第1の3の(1)及び第1の4の(5)を参照されたい。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(6) (略)</p>

(8) (略)
3・4 (略)

第3～第6 (略)

第7 遊休農地の農業上の利用の増進に関する措置

法第4章の2に定める遊休農地の農業上の利用の増進に関する措置については、法的措置ガイドラインを参照されたい。

第8 遊休農地に関する措置等と都市的土地利用との調整

1 市街化区域内における遊休農地に関する措置等の実施

(1) (略)

(2) 法第24条第1項の勧奨については、市街化区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域及び生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条第1項の規定による生産緑地地区の区域を除いて市街化区域においては実施されないこととされているが、その具体的な運用は、(1)の市街化区域内において農業経営基盤強化促進事業を行う場合の取扱により農業経営基盤強化促進事業が実施されている土地の区域以外では実施しないものとする。

(削る。)

2 農用地区域以外の区域における遊休農地に関する措置等の実施

(削る。)

農業委員会は、法第13条の措置又は法第27条第1項の指導若しくは同条第2項の市町村長に対する通知の要請を行う場合には、あらかじめ、市町村の都市計画担当部局に連絡するものとする。

3 (略)

第9 (略)

別記様式第1号～第8-1号 (略)

(7) (略)
3・4 (略)

第3～第6 (略)

第7 遊休農地の農業上の利用の増進に関する措置

法第4章の2に定める遊休農地の農業上の利用の増進に関する措置については、平成17年改正運用通知の記の第1の3を参照されたい。

第8 遊休農地に関する措置等と都市的土地利用との調整

1 市街化区域内における遊休農地に関する措置等の実施

(1) (略)

(2) 法第24条第1項の勧奨及び法第4章の2の遊休農地の農業上の利用の増進に関する措置については、市街化区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域及び生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条第1項の規定による生産緑地地区の区域を除いて市街化区域においては実施されないこととされているが、その具体的な運用は、(1)の市街化区域内において農業経営基盤強化促進事業を行う場合の取扱により農業経営基盤強化促進事業が実施されている土地の区域以外では実施しないものとする。

(3) 法第27条第1項の遊休農地に関する措置については、作付地の集団化、農作業の効率化を図る上で、周辺農用地と一体的に利用することが特に必要な場合に限り実施するものとする。 (略)

2 農用地区域以外の区域における遊休農地に関する措置等の実施

(1) 法第4章の2の遊休農地の農業上の利用の増進に関する措置の農用地区域以外での実施については、特に慎重を期するものとする。

(2) 農業委員会は、法第13条の措置又は法第27条第1項の指導若しくは同条第2項の市町村長に対する勧告の要請を行う場合には、あらかじめ、市町村の都市計画担当部局に連絡するものとする。

3 (略)

第9 (略)

別記様式第1号～第8-1 (略)

[別紙 4]

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律の運用について（平成15年9月16日付け15経営第3057号経営局長通知）一部改正新旧対照表

改正案	現 行
<p>第3 遊休農地の農業上の利用の増進に関する措置 法第4章の2に定める遊休農地の農業上の利用の増進に関する措置については、<u>「農業経営基盤強化促進法に基づく遊休農地対策の運用に関するガイドライン等について」</u>（平成20年4月14日付け19経営第7975号農林水産省経営局長通知）を参照されたい。</p>	<p>第3 遊休農地の農業上の利用の増進に関する措置 法第4章の2に定める遊休農地の農業上の利用の増進に関する措置については、<u>「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の運用について」</u>（平成17年9月1日付け17経営第3326号農林水産省経営局長通知）の記の第1の3を参照されたい。</p>